

「こどもまんなか」を問う 51

現代社会のパラドックスの一つは、人々がこんなに繋がっている時代になったのに、孤独感は深まるばかりだ。近年、孤独を選ぶ人が増えているという現象が見られる。これは、必ずしも望まない孤独や孤立とは限らない。一人でいることを快適に感じたり、人間関係に縛られずに自由な時間を過ごしたいと考える人が増えていることが背景にあると考えられる。

孤立の概念に近い「客観的孤独」と、感情面での「主観的孤独」には根本的な違いがある。客観的孤独は数字上では減少傾向にあるが、主観的孤独は増加傾向にあると考えられている。

孤独を選ぶ人が増えている理由は、昔に比べて、結婚や家族を持つことが必ずしも幸せとは限らないという考え方が広まり、一人で自由に生きることを選択する人が増えている。一人暮らしでも経済的に安定している人が増え、一人で生活することへの不安が少なくなっている。個人の自由や自己実現を重視する社会風潮も、孤独を選ぶ人を増やす要因の一つだ。SNSを通じて、オンライン上では多くの人と繋がれるため、現実世界での人間関係が希薄になっても、孤独を感じにくいという側面もある。

第一世代のSNSは友人や内輪の人たちと連絡を取り合い、繋がるのがすべてだった。しかしいまやユーチューブなどで知らない人の動画を見るのが一般的になっている。こうした傾向が、誰かと対話したり新しい出会いをしたりすることに役立たず、逆に関係を固定化し、閉じこめてしまうことが指摘されている。

自分の時間のコントロールを取り戻すプロセスで自ら選び取る「幸福な」孤独と、「人間関係の試練による」孤独、あるいは、虚無感や（仕事などで感じた）むなしさ、「無為の感情による」メランコリックな孤独を区別している。

孤独を選ぶことのメリットは、一人でいることで、自分の好きなことや興味のあることに時間を費やすことができる。

人間関係の煩わしさやストレスから解放される。一人の時間を通じて、自分自身と向き合い、内面を深く見つめることができる。反対に、孤独を選ぶことのデメリットは、

地域社会や友人関係から孤立してしまう可能性がある。

孤独や孤立は、心身の健康に悪影響を及ぼす可能性がある。将来、誰にも頼ることができなくなるのではないかという不安を抱えることがある。孤独を選ぶことは、必ずしも悪いことではない。しかし、孤独を選ぶ際には、そのメリットとデメリットを理解し、バランスの取れた生活を送ることが大切だ。

「こどもまんなか」を問う 52

「躍動するいのち」

有限なものを断ち切ると、別の世界の入り口が見えてくる

それは目に見えない得体の知れない世界だ **invisible world**

目に見えないが、触れることができる

目に見えない実体が存在している

この世界は、目に見える世界と目に見えない世界がシームレスな関係

そういう体験をした人はたくさんいると聞く

目に見えないだけで存在している世界

目に見えない世界だから詳細はわからない

不思議な感覚、トランスパーソナルな異次元世界

1分前の自分がある、1分後の自分がある

現時点の自分が連続しているというイメージはできる

1 分前の自分はいたはず、1 分後の自分はいるはず
過去の自分と現在の自分、未来の自分が同時並行的に生きている
同じ自分が同時並行的に生きているのだ
周りの世界も同時並行的に存在している
過去の世界があり、現在の世界があり、未来の世界があり、多層的に存在している multi-layer world
地層のように時間による世界の層レイヤーが幾重にも重なっている
時間軸で見ると同時並行的、空間軸で見ると多層的になる
それをまとめて現在の自分、世界になっている
現在の自分、世界を分割すると過去の自分、世界と未来の自分、世界が現れてくる
現在は過去と未来の集約、象徴と言っていい
過去は過ぎたものだから変えられない
未来はこれからだから分らない
過去、現在、未来がシームレスに存在している世界
不思議な感覚、時空を超えた多層拡張世界

私たちは以上のような世界に生きていることを深く知り、目に見える世界だけではなく、現在の世界だけではなく、同時並行的に多層拡張的な世界の中に存在していることを知ること、いのちが躍動することを実感する。

「こどもまんなか」を問う 53

先日、射水市内の県立高等学校の生徒たちと市長とのコーヒートークの催しに誘っていただき参加してきた。市内にある3つの県立高等学校から三年生が4人ずつ参加していた。まずは自己紹介が始まった、みんな快活に話していた。高等学校卒業後の進む道は、ほとんどの生徒は大学に進学して、教員、経営者、公務員などを目指しているということだった。またこのまちをどのようにしていきたいかというトークもあった。中には市内を走っている「のる一と」について運転手へのインタビューや運行状況など綿密に調査してきていた生徒や道の駅並びに周辺の施設の活用方法への具体的な提案をした女子生徒がいた。後半は生徒一人一人の発表への市長からのコメントの時間だった。若い世代からの意見や提案は貴重で市長は丁寧に話されていた。市政には予算の枠があることを伝えていたところふるさと納税で対応している他市の事例があると紹介していた生徒がいた。全体的にこじんまりとまとまり過ぎている感じを受けた。そうになっているのはキャリア教育がなされている影響かとも思われる。また発想が手堅過ぎて、夢を与えるような意見を聞きたかったが、そういうことがなかったのは残念だった。昨今の若者たちの様相を知る上でとても参考になる催しであったのは確かだった。

今回お誘いをいただいたのは、市内にある通信高校を仲間に入れていただきたと要望したからだった。通信高校の生徒だったらどのような内容になるかなと考えながら参加していた。彼らはまず人前で話せるかという心配がある。また彼らが感じている思いをありのままに話せるかということもある。彼らが経験してきたことにこそ社会を変えていくヒントがあると思っている。それに気づき勇気を出して発言してくれる生徒の出現を待ち望んでいる。そのためには、彼らが心のうちを話せる環境を整えていくことが大切だし、日ごろよりそういう機会を作っていく工夫が必要だと思った時間であった。

「こどもまんなか」を問う 54

8 月に入ったが、猛暑は続いている。8 月もお盆以外はいろいろな予定が入っているが、この猛暑でそこまで頭が回らない。

この両日も 20 代の息子さんについてのご相談が相次いだ。グレゾーンの状況にあるということで共通している。またこどもの時からだと 10 年ほど経過しているが、深刻になる前の段階でご相談に来られたことも共通している。

このようなご相談が相次いだのは、4 月より県がこども総合プラザを開設したことが背景にあると思われる。またお一人は県西部の方だったことから県全域に情報が届いている現れだと考えられる。

またご両親が 50 代になり、これからのことを真剣に考えるタイミングだったとも思う。

今まではこういうタイミングがあってもどこに相談していいのか分からず、そのチャンスを逸してしまい長期化深刻化していったことが多かったのではないかと思う。

そのサイクルを早めているのはやはりプラザの存在が大きいと考えています。

まだ両親も若く現役世代であり、いろんな選択ができる余裕がある、当事者も 20 代で医療を始め適切な支援に出会う時間がある。

また親が当事者第一に考えて寄り添う姿勢を持てることも重要だと感じた。

一方で、気になるのは兄や弟との兄弟関係である。事情を抱える兄弟に寄り添っていくケースや反対にお荷物ととらえるケースが出てくる。ひきこもり界限では兄弟姉妹の会を開設して情報交換や支援のあり方の相談を行っている地域が出てきている。兄弟にしかわからないことがあり、また親の高齢化あるいは亡き後は兄弟を頼りにするしかなくなる。

以前県東部の女性で、もう嫁いでいるのであるが両親が亡くなられ、ひきこもっている弟の世話をしなければならなくなったケースがあった。弟が一人で生きていくことができるように生活保護の手続きをしていく上で実家を売買しなければならず、そんなこと全部を姉が一人で引き受けざるを得ず大変ご苦労されたことを思い出しています。

ご両親に大きな決断をしないといけない時期でもありますねとお伝えしました。以前障害がある子どもを持つ母親が息子と一生生きていくという決意を私に語ってくれた場面がありました。親も子もうすうす感じていた時期から本当に決断する時期に入ってきていることを感じる時間でした。

今回のケースでも、いろいろと片付けることは片付いたので、いよいよ一番心配にしていることに目を向け始めて相談に来ましたとおっしゃっていたことは印象的でした。

「こどもまんなか」を問う 55

「サイレントマジョリティ」

声には聞こえるものと聞こえないものがある。聞こえない声の方が大切、本当のことは声に出さない。聞こえる声の世界と聞こえない声の世界がある。世の中は聞こえる声で動いている、聞こえない声のほうが大切なのに。サイレントマジョリティ。

本当は聞いてほしい、つたえたい、しゃべりたい。しかし、伝えたいことはことばにできない、苦しいことをことばにできない。楽しいこと、うれしいことはたやすくことばに出てくるのに、世の中は逆になっている。伝えたいことが伝わらず、伝えるほどでもないことばかりが伝わっている。

このようになっている社会だから、それに沿った仕組みを作っていくしかない。みみをすましてお互いのこころの声が聞こえる社会がもともとあったに違いない。しかし、こんな社会になって相当の時間が過ぎているのに相変わらずの社会のままだ。

やはり聞こえる声でしか世の中は動いていないからだ。

「こどもまんなか」を問う 56

働く人間から生きている人間へ

「働かざるもの食うべからず」という考え方はもう時代遅れなものである。食うために働いてはいない、楽しむために働いているというのが今の考え方に近いと思う。どっちにしても「働く」がキーワードであり、働かないと生きていけないのは事実である。

人間は働く動物であるとか働くことで人間になったと言われてきた。三大義務にも労働の義務が謳われている。ところで、果たして働かなければ人間ではないのか、そんな人間観が問われてきていると思っている。

生きていれば人間であるのだ。働くことが人間の価値ではなく、生きていることが人間の価値であると考えている。働いていても、働かなくても人間であるのは間違いない。

マルクスは、労働は単に生産手段としてだけでなく、人間の本質的な活動であり、労働を通して人間は自己を確立し、社会的な存在として価値を持つと考えた。

この考え方が大きく影響して、現在の人間観や労働観が形つくられていると思う。この価値観では働かずひきこもりを続ける人たちは人間として認められないという考えに至ってしまう。

これは労働するのが当たり前で、働かないひきこもる人間を想定せずにつくられた考え方であり、憲法である。ここにひきこもっている人間が現れてもそれを根拠とする法がないから、対応できずフリーズしているのが現在であると考ええる。

これは不登校でも同じ議論となっていると思う。学校に行くのは当たり前で、学校に行かないことは想定されていなかった。学校に行かないこどもたちが現れると想定外の出来事になり、登校拒否や不登校という名前をつけて見て見ぬふりをして認めてこなかったのが真実であると思う。そういうこどもはいないというしかない、想定していなかったから、根拠となるものが存在していなかったから。以前小学校や中学校を訪ねて、不登校のこどもはいらっしゃいますかと校長先生に聞くと異口同音に一人もいないと答えてきたのを思い出す。

このように働くのは当たり前の考え方で、働かないひきこもりが現れると蓋を閉めるような対応しかできなかった。

学校に行くのが当たり前の考え方で、学校に行かない子どもが現れると蓋を閉めるように対応してきたということである。

不登校は 2016 年制定のいわゆる教育機会確保法でつらい時は休養することを認められた、要するに不登校は問題行動と判断しないと、不登校することは認められたことになった。

一方、働いていないひきこもりについては、まだこの社会の中で認められていない、あるいは存在していない状況にある。どうしてかというひきこもることを認める法がないからであり、ひきこもって生きるものたちを守る法がないからである。ここにひきこもり基本法を制定する意味があると考えている。

「こどもまんなか」を問う 57

ある市のひきこもり支援協議会に出席した。昨年のひきこもり相談件数が報告され、その前の年と同程度で頭打ち状態になっている。

ひきこもり相談の案内は市報に毎回掲載している、またチラシも作成して各所に配布している、ポスターも病院

や公的施設に掲示している。

さらに相談対応だけではなく、家族会活動や居場所活動も行なっている。県内では一番充実した取り組みを行なっているのであるが、相談件数が伸びないことが課題となっている。

考えられるのは冰山モデルでいうと、海上に出ている部分ぐらいは相談に来られているが、海水に沈んで見えない大半の部分がまだ相談に来られていないのではないかと考えられる。

つまり長期化しているケース、深刻化しているケースなどの岩盤層に響いていないと思われる。

ここで取り組むことの一つは、個人情報保護のさらなる徹底化であると思う。見える障害に対しては当然支援は行き届いていく。しかし見えない場合には、世間体があり隠そうとされると全く対応できないことになってしまう。また相談に行くことで家庭内のことが漏れてしまうことを心配しているのは間違いないと思う。地方ではどのどなたかがわかられてしまうことも都会より断然多い。

個人情報保護が徹底されていることをアナウンスすることが信頼につながって、出かけてみようという第一歩につながっていくのではないかと考える。

また、隣接している市町村の相談窓口を案内して、そちらの窓口で対応してもらい、情報共有するという連携の取り組みもあればいい。そういう場合の報償費を決めておくことは言うまでもない。

「こどもまんなか」を問う 58

「働かざるもの食うべからず」という倫理観がまだ生きていて、時代錯誤甚しく、労働観を歪め、偏見の温床にもなっている。

そもそも勤労について憲法で義務付けること自体に違和感を持っている。憲法は本来国民に向けてではなく国家に向けてその権限を縛るための法規範であり、国民に義務を課する規定が置かれていることには理解に苦しむ。

最近、勤労の義務については義務規定ではあるが道徳的規定だと主張する説が出てきた。私はこの説を支持する。また 25 条の生存権規定が何にも増して重要で優先されるものだと考える。国の責任で健康で文化的な最低限度の生活が保障されることになっている。しかし最後のセイフティネットと言われる、生活保護受給率がとても低い傾向があり、そこにも上記の歪んだ倫理観が影響を与えてきていると考えられる。

ところで、憲法制定時の議論が公表されているが、それによると勤労の義務について法的義務か道徳的義務かの議論があり、最終的には勤労の義務を道徳的義務と考える点や勤労の義務規定を濫用される危険性を懸念する点について委員間で一致していることが分かる。

このように、勤労の義務を道徳的規定だと考えると、働くことと社会保障を切り離して捉えることが可能となる。そこには上記の歪んだ倫理観が残ったとしても、働く働かない関係なく社会保障が適用されていくことになり、さらにベーシックインカム導入の議論も進めやすくなると考える。

「こどもまんなか」を問う 59

多数決の原理に一言

私は今の世の中はさまざま科学技術の進歩で住みやすくなっていると思います。しかし目をうつすととても生きづらくなっているのも事実です。世界では戦争がまだ行われていますし、国内にはいろいろな課題が山積しています。

私は制度の狭間にいらっしゃる方々に独自のサービスを提供するために NPO 法人を立ち上げて日々活動をしています。

さまざまな困難を抱える方々にお会いするたびになんて行き届いていない世の中なんだと痛感している毎日です。

日本が近代化して 150 年が経過しましたが、国民みんなが幸せかと考えるとそうでもないことばかりです。科学技術は進歩してはいるが、人々が心から幸せと思えるわけではなくとてもつらい日々を送っていらっしゃる方々がとてもたくさんおられます。

これは良かれと思って行ってきたことが、実は生きづらい世の中を作ってしまったということではないかと思えて仕方がない。そこには何が問題であったかと考えていくと、集団で意思決定をする際に、より多くの賛成を得た意見を採用する多数決の原則が抱える課題が顕在化してきたと感じています。

この原理は、原理の概要として①意思の集約:多数決は、集団内の多様な意見をまとめ、意思決定の迅速化と明確化を図る方法で、民主主義における意思の集約や政治の安定に寄与する一方で、斬新な意見が採用されにくく、少数派の意見が切り捨てられる可能性があるという欠点も持ち合わせている。②自己決定の尊重:最も多くの支持を得た意見が採用されるため、自己決定の機会を最大限に尊重することにつながる。

そのメリットとしては、①迅速な決定:賛成・反対の票数を比較するだけで、短時間で結論を出すことができる。②政治の安定:多数の支持を得た意見が反映されることで、政治の安定化に貢献する。③集団の利点:集団の利益となる意思決定を行うことができる。

デメリットとしては、①少数派の排除:少数派の意見は採用されないため、少数派の不満や利益が損なわれる可能性がある②無難な意見の採用:斬新なアイデアは多くの支持を得にくく、結果として無難で当たり障りのない意見が採用されやすくなる傾向がある。③扇動のリスク:扇動的な意見が支持を得てしまう可能性もある。④多数決の原理の欠点には、少数派の意見が軽視され「少数派の意見が無視される」「多数派が少数派を抑圧する可能性がある」「不合理な結論を導く可能性がある」などが挙げられる。また、多数決では議論が深まりにくく、結論に到達するために「数の論理」に陥り、対話が軽視されることもあると指摘されている。

主な欠点としては、①少数派の意見の軽視と抑圧:多数派が結論を決定する権力を持つため、少数派の意見が十分に聞かれず、意見が無視されたり、少数派が多数派に抑圧されたりする可能性がある。②不合理な結論のリスク:多数決は必ずしも最善の結論を導くわけではない。専門知識を持たない多数の意見によって、科学的・合理的な判断が妨げられ、不合理な結果につながることもある。③議論の停滞と質の低下:単純な多数決では、少数派との対話が不足し、議論の深化が妨げられる。特に、意見の集約を行わないまま単純な多数決に頼る姿勢は「数の論理」と呼ばれ、より良い解決策を見出す機会を失わせる。④熟議の機会の損失:民主的なプロセスにおいて、結論を出すまでの熟議や熟慮のプロセスが損なわれることがある。参加者全員が合意形成に貢献する機会が減り、より建設的な議論が生まれにくくなる。対策と改善点としては、①多様な意見の収集:少数派の意見を尊重し、多様な意見を収集する仕組みを設けることが重要である。②熟議の重視:多数決だけではなく、参加者全員が建設的に議論に参加し、相互理解を深める熟議のプロセスを重視することが求められる。③説明責任と透明性の確保:どのような意見がどのように反映されて結論に至ったのか、そのプロセスが透明であり、説明責任が果たされることが重要である。

この多数決の原理が正当に機能してこなかったのは、欠点①で指摘されている少数意見の軽視が一番影響が大きいと思っている。一応少数意見を尊重することは共通認識されてはいるが、実際は一旦決まってしまうとその結論に従ってしまう傾向が強い。そうすると民主的なプロセスとは相入れない状態になっていると考えることが、自然である。

一旦は多数決の原理で賛成多数の意見を最大限に尊重することは言うまでもないが、それと同じ程度に少数意見を尊重することが必要であると考えます。

そこで、一定期間を置いて再度検討することを提案する。一定期間が冷却期間ともなりより冷静になって判断できると考える。合意形成でさまざまな駆け引き、取り引きが熱を帯びていただろうから、そういう期間を持つことも必要である。また社会情勢もめまぐるしく変化している、多様な考え方が許容される社会となっている等の背景もあり、少数意見を再度検討し、合意できる内容を追加していくことが一層最適な結論を導けると考える。

「こどもまんなか」を問う 60

こどもの権利擁護について

こどもまんなか施策が打ち出され、こども家庭庁が設置され、こども基本法が制定されました。日本はこどもの権利条約を 1994 年に批准して 30 年が経過しました。富山県では漸くこどもの権利条例を制定しようとしています。私は学校に行けないこどもたちが通うフリースクールを運営しています。フリースクールは民間団体が設立した全く任意の施設です。彼らは学校に行かなくなると、そのような任意の施設を利用することが多くなります。学校に行っていないこどもたちを守る体制が整っていません。こどもたちに不誠実な状況だと思います。県はこどもの権利条例に該当すると必ず返答していたのは、国の批准から 15 年経った 2009 年に県が制定した「とやまの未来をつくる子育て支援その他の小子化対策の推進に関する条例」でした。その条例を見るとこどもの権利については二つの条文にしか書かれていないお粗末な状況でした。それでその後の 15 年間のいできたことに対する反省をしないといけないと思っています。こどもの人権をないがしろにしてきたことの反省です。その間たくさんのいじめ被害が発生してこどもたちが苦しんできました。彼らへの人権侵害に対する責任は問われず泣き寝入りそのものです。彼らの名誉回復をはかることが今実行していく最大の県政のテーマだと思います。